

鶴ヶ島市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年1月27日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- （1）福祉部 福祉政策課
- （2）福祉部 障害者福祉課

4 監査の着眼点

令和6年度（4月から10月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和6年12月25日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 福祉部 福祉政策課

ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 重層的支援体制整備事業

高齢者、障害者、こども、生活困窮等の各分野の相談支援等に横断的に取り組むとともに、さまざまな活動主体（市民、自治会、市民活動団体、民間事業者、社会福祉法人など）と連携して相談の受け止めや支援等ができる包括的な支援体制を構築するものである。

今年度、関係課、関係機関へのヒアリングを行い、事業実施体制の検討を行っているところである。

令和8年度の実施に向けて、引き続き準備を進める。

(イ) 生活保護費

日本国憲法第25条及び生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図るものである。生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類がある。

10月末現在の受給世帯は575世帯、受給者数は709人である。

今後も生活保護制度に基づき、適正に生活保護を実施していく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

随意契約の妥当性を判断するための合議漏れが多数見受けられた。また、文書管理規程で定められている発送日などの記録について、記録誤りや記録漏れが多数見受けられた。今後は適正な事務執行に努められたい。

(2) 福祉部 障害者福祉課

ア 主要事務事業

令和6年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 障害者自立支援給付等経費

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所給付、相談支援給付を行うための経費。

10月末現在の支給対象者数（補装具費は件数）は、介護給付費・訓練等給付費等505人、特定障害者特別給付費72人、自立支援医療費1,490人、補装具費41件である。

今後も、障害者総合支援法等関係法令及び鶴ヶ島市障害者支援計画等に基づき事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

(イ) 重度障害者医療費助成経費

重度心身障害者に対し、各保険法に基づく医療の給付に係る一部負担金を支給することにより、重度心身障害者の福祉の増進を図る経費。

対象者は身体障害者1級・2級・3級所持者、療育手帳①・A・B所持者、後期高齢者医療制度の障害認定を受けた者である（所得制限あり）。10月末現在の支給対象者は1,073人、助成額は68,352,913円である。

今後も、重度心身障害者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

随意契約の妥当性を判断するための合議漏れが多数見受けられた。また、文書管理規程で定められている発送日などの記録について、記録誤りや記録漏れが多数見受けられた。今後は適正な事務執行に努められたい。